



コロナ禍におけるアメリカ在住日本人のID事情

北陸銀行 国際部
ニューヨーク駐在員事務所
内間 洋子

1. アメリカ永住の際のIDについて

様々な事情により海外に永住する人々は、各国の規定によりそれぞれの国でのID(本人を特定する事項や番号)の取得が必要になります。

外国人としてアメリカに永住する場合、重要なIDは下記の3つとなります。

- ① 永住(移民)ビザ(=グリーンカード)
- ② 社会保障番号(Social Security Number、略称SSN)
- ③ 本国のパスポート



まず、アメリカ国籍を有していなくても一生アメリカに滞在し就労する権利を保証する①「永住ビザ」を取得します。これはクレジットカード大のプラスチックカードで、緑色なので通称「グリーンカード」と呼ばれますが、氏名、顔写真、生年月日、カード番号、米国への居住開始日、カード有効期限などが記載されており、指紋登録もされます。(これは、外国人としてアメリカに永住する権利を示すもので、「アメリカ国籍(市民権)」を取得したわけではありません。)

次に②「社会保障番号(以下、SSN)」を取得します。アメリカ政府が全国民と、上記の移民ビザや就労ビザ(非移民ビザ)を取得してアメリカで働く全ての外国人と家族に割り当てる9桁の番号です。1936年に開始されたこの番号制度は、政府が対象者の毎年の所得を把握し、一人一人がどのレベルの社会保障を受ける資格があるかを決定するために使われます。そのため、対象者は毎春、前年の全収入額と支払った税金額を国に申告する義務があります。会社員も、日本のサラリーマンのように雇用主の源泉徴収(と年末調整)で完結するのではなく、各自が証券投資や不動産売買などを含む全ての個人収入を申告します(無収入者も申告義務があります)。

上記の手続きを完了し永住権を得ていても、日本国籍を保持している人は③「日本国発行のパスポート」も大切なIDの一つとなります。当然、日本への一時帰国など、米国外への旅行の際は日本のパスポートで渡航することになります。

2. コロナ禍のトラブル

平素から、有効期限のある永住ビザやパスポートの更新手続きには時間や手間がかかりストレスがつきものですが、ここ数年来はコロナ禍のために業務の遅延やトラブルが多発し、取得に苦勞するケースが増えています。いくつかご紹介します。

◆事例①

コロナ発生後の2020年春以降、多くの日本人永住権保持者から、永住ビザの更新申請をしたけれど、移民局から1年以上も音沙汰がなく困っているという話をよく耳にしました。みなさん弁護士に相談したり、居住区の連邦議会議員に移民局宛に催促の手紙を書いてももらったりと苦勞されていました。その後、移民局の業務は今年の春頃から徐々に正常化されましたが、コロナによる日米間の水際対策による出入国禁止令と、出入国に必須の永住権カードの期限切れというダブルパンチで、これほど日本を遠くに感じ不安になったことはなかったようです。

◆事例②

またある人は、数年前に国籍を日本からアメリカに変えていたため、日本では外国人扱いとなり、日本への入国が禁止されてしまいました。昨年亡くなられたお父様の葬儀に出席できなかったことを悔い、ご高齢のお母様に会うために、日本に親族がいる外国人のための特別入国ビザを今年始めに申請しました。

しかしアメリカ国籍を取得した当時、日本の法律上本来は必要だった日本の国籍離脱の手続きをし忘れていたことが判明。国籍離脱のため、自身の家族の戸籍から本人だけを除籍し、一旦ご両親の戸籍に入り直し、さらにそこから除籍手続きをするという複雑な手順を踏まないとビザ申請ができないことになりました。

日本側で弁護士を依頼し、アメリカから手続きをしていますが、コロナ禍でもあり、特例ビザ申請、国籍離脱など、地方の役所が慣れていない事案のため、1年近く経った今も進展がありません。そうこうするうちに、外国人への入国規制が緩和され、ビザ手続きは必要なくなったのですが、二重国籍が許されていない日本では、一旦それが明るみに出たら国籍離脱手続きを途中で取りやめる訳にはいかないのだそうで、時間と弁護士費用に悩まされています。

◆事例③

かく言う筆者も、先日ニューヨーク日本領事館にパスポートの姓変更手続き(現在の旧姓と婚姻後の姓の併記から婚姻後の姓のみに変更)に行ったところ、まず姓変更希望を家庭裁判所に申し立て、許可が出たら、市役所の戸籍課に変更を申請し、変更後の戸籍謄本を持って領事館に出直さなくてはいけないと言われました。前回、婚姻後の姓の追加併記手続きをした際は、アメリカの婚姻証明書を領事館に提示するだけで済んだのですが、戸籍上の姓の削除となると、事情が違うとのことでした。

結局、領事館の方から“家庭裁判所には出廷しなければいけない場合もあるし、このコロナ禍、国際便での重要書類のやり取りは勧めない。手続きにどのくらい時間がかかるか予想もつかないので、緊急問題がないなら、変更手続きをせず手元にパスポートを持っていた方がよい”とのアドバイスを受け、それに従うことにしました。



そもそもの姓変更希望の理由は、パスポートに2つの姓が併記されていると、空港で機械によるセルフチェックインがしづらく、カウンターの列に並ばなければいけないことがあり不便という緊急性のないものだったので、暫くは様子を見た方がよさそうです。

3. コロナ禍のトラブルの一方で・・・

海外に住んでいると、つい日本の戸籍の重大性を忘れがちです。アメリカには家族単位で国民を管理する戸籍制度はありませんが、1936年に施行された、個人特定を目的とするSSNがそれに代わります。引っ越しをしようが家族構成が変わろうが番号は一生変わらず、就職、金融機関での口座開設、医療サービス、住宅購入など様々な場面で必要となります。アメリカ国内で誕生した子供には、親の国籍にかかわらず自動的にアメリカ国籍が与えられるので、誕生直後に病院から番号の申請ができます。

このSSNも非常に重要かつ強力なもので、それを示す良い例として、一昨年と昨年に3回に渡り実施された、政府から個人へのコロナ対策給付金の迅速な配布が挙げられます。SSNで管理される毎年の確定申告のおかげで、政府は、誰がいくら給付金を受け取る権利があり、どこに送ったら良いか(各自の銀行口座番号や小切手郵送先住所)を正確に把握していたため、各自からの給付金受け取り申請を必要とせず、猛スピードで配布が完了しました。

余談ですが、この給付金小切手が、何十年も前にアメリカで働いていたことがあり、現在は日本に住んでいる何人かの日本人にも国際郵便で配達され、受取人が驚いたという話を聞きました。アメリカ政府は、過去にアメリカで働き税金を納めていても、アメリカ国籍を有せず、現在日本など海外に住んでいる人は給付金受け取り資格がないので、小切手は破棄して欲しいとしています。このような手違いも多少は起きますが、何よりも、補助を必要としている人々にもれなく速やかに給付金を届けるのが優先という考えに基づき一斉給付に踏み切った決断に、現実的なアメリカらしさを感じました。

今回のコロナを契機に、どの国に住んでいても、ID情報を常に最新のものに更新しておくことの重要性を学びました。

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

長城メール

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

((株)人材情報センター内)

TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp